

令和4年度第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 3月9日(木) 午後1時30分から午後3時23分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会 長		会長職務代理者	6番	田 淵	緑
委 員		委 員	14番	福 安	修
〃	2番	村 田 幸 範	〃	上 田 壽	一
〃	3番	河 毛 早 苗	〃	藏 内 敏	博
〃	5番	下 田 義 男	〃	砂 川 重	雄
〃	7番	建 部 憲 二	〃	依 藤 利	一
〃	8番	川 上 信 温	〃	竹 森	潔
〃	9番	猪 口 実	〃	香 川	恵
〃	10番	福 田 克 彦	〃	柳 田 和	廣
〃	11番	中 村 精	〃	石 谷	隆
〃	12番	福 田 淳一郎	〃	加 藤	修
〃	13番	山 田 準 二	〃	岩 永 正	司

4. 欠席委員 (1名)

委 員 4番 濱 田 香

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

旧市	谷 口 広	邑美	有 本 知 勝
せんだい	有 田 裕	高草	前 田 洋
高草	民 谷 富 男	高草	佐 藤 徳太郎
湖南	木 浪 哲 夫	湖東	小 松 和 幸
国府町	小 林 徹	福部町	谷 口 泰 彦
河原町	梶 川 和 生	河原町	藤 縄 敏 夫
用瀬町	小 林 照 美	気高町	角 田 完
気高町	田 中 清 晴	鹿野町	谷 口 和 人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 71 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 72 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 73 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 74 号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 75 号 非農地証明について
- 議案第 76 号 鳥取市農用地利用集積計画について
- 議案第 77 号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第12回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長が欠席ですので、職務代理にあいさつをいただきます。 (職務代理あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号4番 濱田会長より欠席の報告がありましたので、委員23名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、田淵職務代理者に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号20番 香川委員、21番 柳田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号67番から68番までの2件あります。 67番は河原町袋河原で売買による所有権移転、68番は玉津で売買による所有権移転です。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号67番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	去る2月27日、推進委員と事務局の3名で現地確認をしました。 この田んぼの購入者は隣の部落の人で、年齢は65歳で近くの30メートル離れたところの田んぼも耕作されております。(通作) 距離的には、5、600メートル程離れていますけど、機械等もみんなありますし、購入されてもしっかりと耕作されると思いますので、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号67番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号68番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	去る2月27日、建部農業委員と事務局と私の3人で現地確認をいたしました。 この度、売買による所有権移転がありましたけども、譲渡人が所有している田んぼと地続きで、田んぼの中に境界線が全くない一枚の田んぼです。 これまで、長年、売渡人が買受人から借りて一枚の田んぼとして作られておりました。この度、買受人が全体を耕作するということになりました。 買受人はご高齢ではありますが、とても元気でトラクターやコンバインを使用して、この他の田んぼも含めて約1ヘクタールの土地で稲作や野菜の栽培をされておられ

		ます。 所有権移転しても現状が変わることはありませんので、問題ないと考えます。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		今ね、有田推進委員が詳しく説明されたので、私の方からは何もありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号68番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第72号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は17番と18番の2件となっています。 整理番号17番、申請地は江津、転用目的は資機材置場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号18番、申請地は河原町天神原、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	それでは、整理番号17番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小 松 委 員		村上推進委員が本日欠席ですので、小松が報告します。 私と川上農業委員と申請者で現地確認を行いました。トラクター、コンバインなどの農機具全般と農業用資材の置場所とされます。今は自宅の空き地にシートを被せて置いています。農機具と農業用資材を申請地に置きたいということです。空き地であり、川上農業委員が本人に「このままではいけない。ちゃんと屋根を付けて置場所を作らないといけない。」と話をし、本人も納得されました。自宅から約300mで所有する畑の近くになります。許可決定してもよいと判断しました。
議	長	引き続き、川上農業委員の報告をお願いします
川 上 委 員		小松委員が報告したとおりです。浜坂への県道沿いであり。周りは水路、県道、市道に挟まれた場所です。江津地区は山陰道の南北線予定地でインターチェンジとも近くになり、県道の交通量も多く、自宅から農機具で横断するのは大変であり、申請地は休耕しているので、資材置場、機械を置き効率よく作業をしたいということです。
議	長	質問、意見はありませんか。
柳 田 委 員		資材置場にされるのに建屋がいると言われましたが、農業委員会が建屋を建てないといけないと言えるのですか。
川 上 委 員		「新たに農業資機材を置くのにシートを被せるだけでは、農家として短期間ならともかく、長期間になるなら建物は建てないのですか。」という話をしたのです。「今はできないが、雨風をしのぐようにはしたいとは思っている。」と言われました。チェックシートの中に「造成だけが目的ではないか」があり、確認したものです。

建 部 委 員	転用に関係ないことは話さないように議長からお願いできませんか。
議 長	川上農業委員、手短にお願いします。
川 上 委 員	建屋を建てるではなく、そこが問題になったことから、小松推進委員は報告したのだと思います。
議 長	柳田委員、よろしいでしょうか。
柳 田 委 員	理解はできましたが、農業委員として、建屋と建てないと駄目ですとは言えないと思います。
議 長	農業委員会として、建屋を建てないといけないというのは、今までも資材置場にするという転用は、建屋を建ててないのが現状です。
竹 森 委 員	この意思表示に対して農業委員として許可するかの問題。
議 長	許可の要件に建屋を建てるのは関係ないと思います。 建屋の話は、個人的な話であったということ。
川 上 委 員	「造成だけが目的ではないか」を確認するのに話した話です。
竹 森 委 員	議長は、注視して見守ってください。と言ってはどうか。
議 長	転用後にということですか。
竹 森 委 員	はい。
議 長	川上農業委員、小松推進委員、転用許可後にどのようになっているか注視してください。
柳 田 委 員	まだ、納得できない。同じような案件が出てきたときに建屋を建てなければ駄目ですと言えるかどうかなんです。
議 長	川上農業委員、小松推進委員も建屋を建てなければいけないではなく、建屋を建てた方がよいではないですか。という言い方だったと思います。 柳田委員、よろしいでしょうか。
柳 田 委 員	よろしいです
議 長	その他にありますか。
福田(淳)委員	確認されるのは、ごもっともなことです。知り合いと話すことと農業委員、推進委員の立場で発表されるのは切り離して議事を進めていかないと時が過ぎるだけです。
議 長	進行の不手際で申し訳ございません。 その他にありますか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号18番を審議します。担当推進委員、藤縄委員の報告をお願いします。
藤縄委員		3月6日に田渕農業委員、私、申請者の奥さんの3人で現地確認を行いました。現地は周囲に墓が多くあり、その中に果樹園があり果樹園は廃園されており、そこに墓を移設するものです。今の墓は100mほど山に入った一番高いところにあり、なかなか参れないということで、移設されるとのことです。周囲には墓があり環境的にも問題ないと思います。
田渕委員		私も報告するべきですが、藤縄推進委員が報告されましたので、何も言うことはありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		審議の前に訂正をお願いします。整理番号58番の面積を地籍調査により面積変更があり、561㎡から405㎡となります。 整理番号55番から58番の全部で4件です。 整理番号55番、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号56番、申請地は国府町麻生、転用目的は駐車場と資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号57番、申請地は金沢、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号58番、申請地は河原町釜口、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。
事務局		それでは、整理番号55番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		3月3日に中村(精)農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は休耕地で、草刈りはしてあります。ここに住宅を建築するものです。道路より25cmから145cm高くなっており、西側に駐車場を作る場所だけ道路高まで切土され、そこからはスロープを付けて上がっていくようになっています。東側、北側の一部は畑地ですが、境界はそのままということです。西側の残りも現状のままということです。周りには影響のないようにするということですし、雨水は道路側溝、汚水は公共下水へ流されます。この地域は土地区画整理事業で多く家が建っていますので、問題ないと思います。
議	長	引き続き、中村(精)農業委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		田中(清)委員が報告したとおりです。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号55番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします 続いて、整理番号56番を審議します。担当推進委員、小林(徹)委員 報告をお願いします。
小林(徹)委員		3月3日に福田(克)農業委員、事務局、私、申請者の4人で現地確認を行いました。 転用される農地は、現在は畑であり、周囲はぶどう畑ではありますが、申請者が経営されております。隣接農地への影響もありません。申請者の従業員用駐車場と資材置場と利用される申請であります。
議	長	引き続き、福田(克)農業委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		先ほど、小林(徹)推進委員の報告のあったとおりです。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思います。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号56番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします 続いて、整理番号57番を審議します。担当推進委員、木浪委員 報告をお願いします。
木浪委員		3月2日に福田(淳)農業委員と自宅へ訪問して現地確認を行いました。貸人と借人は親子であり、本宅を建替える予定でしたが、湖山池のほとりで軟弱地盤であり高額なため諦めて隣に何も作っていない畑があり、そこに息子さんが建てて住むことになっています。そのようなことから問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、福田(淳)農業委員、報告をお願いします。
福田(淳)委員		推進委員の報告のとおりで、何ら問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号57番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします 続いて、整理番号58番を審議します。担当推進委員、梶川委員 報告をお願いします。
梶川委員		申請地は、登記上父親の名義で地目は田となっておりますが、現況は作物作っておらず

		雑種地といった状況です。申請人は父親の土地を借りて住宅を建てるもので、周辺に田んぼが1枚ありますが、水路は別系統なため農地への影響はありません。土地の有効活用を考え妥当だと思います。
議	長	引き続き、猪口農業委員、報告をお願いします。
猪口委員		梶川推進委員の報告のとおりで、集落内の農地となっていますが、一方は村道、両側は資材置場となって、残りが柿畑となっている雑種地です。車の廻し場のようになっており、父親の家が近くにある状況で集落内であり住宅を建てるのは問題ないと判断しました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号58番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第74号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号4番は、先月に農地法第5条の一時転用で許可をいただいた案件で、申請地は気高町山宮、転用目的は木材仮置場、変更内容は期間延長です。
議	長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		先月許可を受けたところですが、雪の影響により伐採が進んでいないので、延長となったものですので、何ら問題ありません。
議	長	引き続き、中村(精)農業委員、報告をお願いします。
中村(精)委員		角田委員の報告のとおりです。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第74号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。 引き続き議案第75号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号145番から160番までの全部で16件となります。市街化区域は152番、157番の2件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号145番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。

木浪委員	3月1日に農業委員、事務局と現地確認をしました。申請地は、議案書に記載の通りで、本宅と同時に建てられたと思われる倉庫、並びに進入路で40年以上経過しております。現況からも非農地にしても支障はありません。
議長	福田(淳)農業委員、何か補足はありますか。
福田(淳)委員	ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号145番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号146番を審議します。担当推進委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	2月27日に農業委員、推進委員及び事務局と4名で現地確認をしました。現地の現況は宅地で車庫の一部として利用されており、面積も5.57㎡ととても小さな土地でした。申請地は30年以上前から耕作しておらず、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号146番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号147番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民谷委員	3月2日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、県道に面した農地で登記簿上は畑になっております。税制上は雑種地となっております。この場所は70年くらい前に農業用倉庫兼作業場として建物が建てられておりましたが、平成に入りまして県道の拡幅工事でこの建物は解体されました。一部は県道用地として買収され、残った農地は現在、大型トラックの駐車場として利用されています。現状では農地に復元するのは非常に困難で不可能と判断しました。よろしくご審議をお願いします。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号147番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号148番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	3月3日に推進委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は両方と

		も人為的潰廃地です。いずれも宅地の一部として利用されています。畑に戻すのは不可能です。地目変更して宅地も含めて売買されるとのことでした。以上で報告を終わります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号148番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号149番を審議します。担当推進委員、谷口(広)委員の報告をお願いします。
谷口(広)委員		3月1日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、登記簿上は田ですが、ススキや雑木が繁茂しておりまして原野状態でした。農地として使用するには困難です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号149番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号150番を審議します。担当推進委員、佐藤委員の報告をお願いします。
佐藤委員		3月2日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、70年前から耕作されておらず、竹林となっていました。こういう状況ですので、もう農地には戻りません。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号150番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号151番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		3月3日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は、水尻池と道路に挟まれた土地です。申請書のとおり工場が建っております。参考資料として建物登記もあり、昭和56年8月、新築となっております。申請地にどのように建物が建っているが図面もありました。報告は以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号151番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号152番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事	務	整理番号152番、こちらは市街化区域になります。申請地は田島で、現況といたしまし
局		まして、本件土地は、昭和53年に新築された建物の敷地として、隣接地と共に一体利用されているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号152番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号153番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		3月3日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、申請者の住宅近くの傾斜地で、そこで50アールくらい梨を作っておられたようですが、もう辞められて20年以上経っているようです。申請者もその住宅には住んでいません。長期間耕作放棄された為に自然潰廃した農地で復旧は困難であると判断しました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号153番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号154番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		3月3日に農業委員と事務局、行政書士と土地家屋調査士の5名で現地確認をしました。申請地は草木に覆われた状態で水尻池の近くにありますが、1筆は農地ナビにも載っていません。相続の発生が平成17年、令和5年と所有権の移転もありましたが、このことからみても、長期間耕作されていない状態というのわかります。以上、報告終わります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号154番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号155番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		3月6日に農業委員と事務局、申請人の代理人の行政書士の4名で現地確認をしました。申請地は以前、梨の木が植わっている果樹園でした。現状は草が生えており、今は枯れていますが、夏には生い茂ると思います。隣接地に自宅がありますが、そこには住んでいません。今後も耕作されることはないと思いますので、畑に戻すのは不可能です。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号155番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号156番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		3月3日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、登記簿上は宅地、現況が農地ということで農地台帳に載っておりますが、30年以上前から耕作しておらず、竹がたくさん生えていました。ということで、非農地になるとして問題なしと判断しました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号156番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号157番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事務局		整理番号157番、こちらは市街化区域になります。申請地は吉成二丁目、現況といたしまして、本件土地は、昭和46年に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号157番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号158番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		3月2日に農業委員と事務局、申請人とその親戚の5名で現地確認をしました。申請地は、インターチェンジの入口付近になります。登記簿上は田となっておりますが、生花店があり一部が温室、一部が柱と屋根の建物があります。現地では花とか木の苗を作っておられます。30年くらい前に埋め立てられ、25年くらい前に今の状況になったということです。人為的潰廃地でとても農地とはいえる状況ではありませんし、そうい

		う状況が25年以上続いています。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号158番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号159番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		2月27日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、登記簿上は田ですが、現況は雑種地です。平らな土地で今は雑草も倒れており、トラクターですけば農地に戻せるのではないかと見えましたが、20年以上前の山を削った工事の残土が50～60センチくらいの厚さで盛土されておりました。申請地を歩いてみましたが、石がゴロゴロ転がっておりました。人為的潰廃によるもので、すでに20年以上経過しており、非農地にすることに致し方ないと思いました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号159番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号160番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		3月2日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は住宅の進入路となっておりました。以前から畑としては使っていない状況だと思いました。現在、道路側は駐車場として使用しておられまして、現況では問題ないと判断いたしました。ご承認の方、よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号160番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第75号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第76号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和5年3月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが新規55件、更新89件、計144件となっておりまして、面積は田が408,179㎡、畑が47,734㎡、その他23,302㎡計479,215㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が73件、使用貸借による権利が71件となっております。

		農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第76号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第76号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第77号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が120,511㎡、畑が7,913㎡、総計128,424㎡となっています。 権利種別の内訳は、賃借権50件、使用貸借による権利が22件の合計72件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第77号につきまして一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第77号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第12回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時23分